

<提案理由>

昨年の株主総会で、私は長らく当社の株を保有する一株主として、企業の社会的責任について質問しました。当社のホームページには「企業の社会的責任」の英語の頭文字をとって CSR 宣言というものがあると教えられました。

そこでは「事業運営にあたっては、国内外の法令・ルールを守り、企業倫理を重んじて公正・誠実に行動します。」「事業活動に関わる全ての方々との相互コミュニケーションを重視し、透明性の高い開かれた企業活動を推進します。」「地域社会と協調し、地域の持続的発展に貢献します」と謳っています。

さらに「コンプライアンスの取り組み」という条項があり、中部電力の取り組み、グループ事業の取り組みを挙げています。こんなことが書いてあります。

.....

一人ひとりが行動チェックポイント

「4つの問いかけ」によるセルフチェックをおこない、コンプライアンスに則った行動の徹底を図っています。< 行動チェックポイント「4つの問いかけ」>

- ・あなたの行動は、自分の良心に従っていますか？
- ・あなたの行動は、社会の良識にかなっていますか？
- ・あなたは、周囲のコンプライアンス違反に目をつぶっていませんか？
- ・あなたの行動は、周りの人に堂々と話せますか？

.....

まことに結構なことです。しかし、実際はどうなのでしょう。

2014年7月24日、朝日新聞名古屋本社版1面（と社会面）に大きな記事が載りました。「岐阜県警が個人情報漏洩／風力発電 反対派らの学歴・病歴／大垣署が中電子会社へ」。

岐阜県大垣市と関ヶ原町の境界の尾根に風力発電施設建設計画をもっている中部電力の子会社シーテックが、4回にわたって大垣署に出向き情報交換を行っていました。現地の上鍛冶屋自治会が風力発電事業に関する勉強会を開催したことをきっかけに「反対運動をさせない」という立場で、大垣警察署がシーテックに個人情報を提供していたのです。私は大垣警察署によって「近藤ゆり子氏を知っているか」と名前を挙げられた本人です。

将来の訴訟に備えて証拠保全手続きを経て、シーテックが作成した「議事録」を入手しました。大垣警察署は、私を含む4名を名指しし、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」「このような人物とつながるとやっかいになる」「大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まないことになりかねない」「平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」などと言っています。シーテック側は「法アセスの準備書は上鍛冶屋地区を除き順次進める。交渉可能地区や役場等から話を進め、周囲を固めることにより上鍛冶屋地区を孤立化させる。周りの地区から、『なぜ賛成できないか』の声が上がるよう仕向けたい。」などと述べています。

こんな情報交換はコンプライアンス違反ではないのでしょうか？

注目すべきは、この情報交換の始まりです。2013年8月に「中部電力大垣営業所経由で中電岐阜支店広報課長より、大垣警察署警備課が『南伊吹風力の事業概要情報を必要としている』旨の連絡が当グループに入ったので訪問した。」と議事録には記載があります。そして中部電力大垣営業所に大垣署との話し合いを報告しています。コンプライアンスに無知な子会社の一部社員が、親会社中部電力のあずかり知らぬところで勝手にやったこと、ではないのです。

このことが明るみに出て、上鍛冶屋自治会はシーテック社への不信から、この事業への反対を決議しました。近隣の自治会でも反対の声が広がりつつあります。警察から個人情報の提供を得て、警察に反対運動潰しの相談をするなどというやり方は、実は、目先の「利益」にすら反するのです。

電力自由化を目前にして、地域独占にあぐらをかいているわけにはいきません。「お客様に選ばれる会社」「地域社会に支持される会社」となっていかなければならないのです。

「コンプライアンスの遵守」を定款に盛り込むことで、お客様と地域社会に指示され歓迎される企業となっていきたい、と考え、この議案を提案します。